

平成27年度

総合評価落札方式の一部改訂について

【港湾空港関係・工事】

北陸地方整備局 港湾空港部

平成27年4月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目 次

1. 技術提案評価型 S型

- (1) 課題テーマ及び提案項目数について【継続】
- (2) 課題テーマに対する着目点の設定について【改善】
- (3) 複数の工法の提案があった場合の取扱いについて【改善】
- (4) 多段階評価について【継続】
- (5) 入札説明書『別記様式4 技術提案』について【改善】

2. 施工能力評価型 I型

- (1) チャレンジ型の配点について【改善】

3. 企業・技術者の能力等、地域精通度・貢献度

- (1) より同種性の高い工事の評価基準について【改善】
- (2) 作業船評価で申請のあった作業船の履行期間について【改善】
- (3) その他【新規】

4. その他

- (1) 女性技術者の登用を促す試行について【新規】

1. 技術提案評価型 S型

(1) 課題テーマ及び提案項目数について【継続】

課題テーマや提案項目数等を減ずることにより、技術提案書の作成費用及び履行コストに係る負担軽減並びに受発注者の事務負担の軽減に大きく寄与することから継続する。

[平成26年11月以降公告した工事から適用]

総合評価タイプ	改訂前				現行			
	技術提案の指定テーマ数	各テーマ毎の提案項目数	満点	配点	技術提案の指定テーマ数	各テーマ毎の提案項目数	満点	配点
技術提案評価型 S型 (WTO)	2テーマ	5提案	50点	25点/テーマ (5提案×5点)	2テーマ	3提案	50点	25点/テーマ (3提案×5点を25点に換算)
技術提案評価型 S型 (非WTO)	2テーマ	3提案	40点	20点/テーマ (3提案×5点を20点に換算)	【難易度がⅣ以上】 2テーマ	3提案	40点	20点/テーマ (3提案×5点を20点に換算)
					【難易度がⅢ又は単一工種】 1テーマ	3提案	30点	30点/テーマ (3提案×10点)
【参考】国土交通省港湾局ガイドライン(2013.3)	・技術提案の指定テーマは、工事内容に応じ、1～2テーマを設定する。 ・指定テーマに対する技術提案は、各テーマ毎に最大3～5つを基本とする。 (提案数を越えた提案内容については評価せず、提案数までの提案内容にて評価する)							

2

1. 技術提案評価型 S型

(2) 課題テーマに対する着目点の設定について【改善】

課題テーマに対する着目点については、発注者指定2項目、自由設定1項目にするとともに、発注者指定の着目点について、提案の対象となる作業範囲を明示する。

課題テーマ	提案に当たっての着目点	提案内容
基礎工又は消波工の確実な施工方法に関する工夫について	【発注者指定】 アスファルトマットの確実な敷設方法に係る工夫 ※台船上での玉掛け～敷設完了に係る作業に内容限る。	①〇〇システムによるマット敷設位置への確実な誘導 ②〇〇により、リアルタイムに敷設位置を確認しつつ、マットを敷設
	【発注者指定】 消波ブロックのかみ合わせの向上に係る据付方法の工夫 ※台船上での玉掛け～据付完了に係る作業内容に限る	①…………… ②……………
	【自由設定】 消波工の確実な断面形成に係る据付方法の工夫	①…………… ②……………

注)上記の「提案に当たっての着目点」及び「提案内容」はあくまで例示であり、実際の評価の優劣とは関係はない。

3

1. 技術提案評価型 S型

(3) 複数の工法の提案があった場合の取扱いについて【改善】

複数の工法が提案された場合は、**提案相互に密接な関連性がある**とみなされない限り評価の対象としないこととする。

(4) 多段階評価について【継続】

多段階評価については、申請者の技術提案に得点差がつきやすくなっていることから**継続**する。

4

1. 技術提案評価型 S型

(5) 入札説明書『別記様式4 技術提案』について【改善】

以下の様式に改善する。

(別記様式4)

技術提案

技術提案の内容

基礎工又は消波工の確実な施工方法に関する工夫について(※提案事項は3項目以内とする。記載順に評価を行い、3項目を超える提案については評価しない)

1) アスファルトマットの確実な敷設方法に係る工夫(当局設定の着目点)

※台船上での玉掛け～敷設完了に係る作業に内容限る。

2) 消波ブロックのかみ合わせの向上に係る据付方法の工夫(当局設定の着目点)

※台船上での玉掛け～据付完了に係る作業内容に限る

3) ○○○○(自由設定)

※当局設定の着目点と同様、着目点を簡潔に記載すること。

なお、申請者の提案項目は、課題テーマの主旨に添った自由な着目点を設定するものとし、当局設定の着目点と異なる項目を設定することとし、同様の着目点を設定した場合は、評価の対象としない。

以下、1)～3)共通

①提案項目及び内容

(例)

提案1：○○システムによるマット敷設位置への確実な誘導

提案2：○○により、リアルタイムに敷設状況を確認しつつマットを敷設

アスファルトマット敷設にあたっては、○○システムにより計画位置へ誘導・敷設するとともに、○○により敷設位置・状況や重ね合わせ幅を確認する。

②標準案との相違点

(例) 標準案：○○○○○

技術提案：○○システムを使用して、口口や口口を管理する。

②提案の理由(根拠)

③期待される効果

④施工実績(提案の効果含む)

⑤各着目点ごとに複数の工法を提案する場合は、提案相互に**密接な関連性**があることの根拠を簡潔に記載すること。(該当する場合のみ記載する)

5

2. 施工能力評価型 I 型

(1) チャレンジ型の配点について【改善】

実績評価の比率を下げることで、受注機会を拡大し、競争性の向上を図ることを目的とした「チャレンジ型」について、「施工計画」の配点割合を高くすることで、競争性の更なる向上を図る。

I 型 チャレンジ型の配点

	＜現行＞	➡	＜改訂案＞
施工計画	20点		30点
企業の能力等	3点		4点
技術者の能力等	4点		4点
地域精通度・貢献度	4点		2点
加算点合計	30点		40点

※加算点の内訳は、各案件毎の入札説明書をご確認ください。

6

3. 企業・技術者の能力等、地域精通度・貢献度

(1) より同種性の高い工事の評価基準について【改善】

同種性の高い工事の評価は、現行の設計数量のみの評価から、設計数量に加え構造物条件・施工条件等を考慮した評価へと改善する。

【参考】配点表(改定案)

※S型(標準) Aランクの場合

		同種性 (設計数量)	
		同種性が認められる工事の実績有り (設計数量×0.7)	より同種性の高い工事の実績有り (設計数量×1.0)
同種性 (構造物・施工条件等)	同種性なし (下記以外)	— (B評価: 0点)	○ (A評価: 1点)
	同種性あり (構造物・施工条件等が同等以上)	○ (A評価: 1点)	◎ (S評価: 2点)

【参考】評価表: 防波堤基礎工事の例

＜現行＞

	捨石投入量(設計数量)			
	設計数量× 0.7未満	設計数量× 0.7以上0.85未満	設計数量× 0.85以上1.0未満	設計数量× 1.0以上
基礎工	20,000m3未満	20,000m3以上 25,500m3未満	25,500m3以上 30,000m3未満	30,000m3以上
評価	失格	B評価 「同種性が認められる工事」	A評価 「同種性の高い工事」	S評価 「より同種性の高い工事」

＜改訂案＞

	捨石投入量(設計数量)				捨石投入量(設計数量)		
	設計数量× 0.7未満	設計数量× 0.7以上1.0未満	設計数量× 1.0以上		設計数量× 0.7未満	設計数量× 0.7以上1.0未満	設計数量× 1.0以上
基礎工	20,000m3未満	20,000m3以上 30,000m3未満	30,000m3以上	施工条件等・ 同種性	同種性なし 底開式石運船 使用なし	同種性あり 底開式石運船 使用あり	
評価	失格	B評価 「同種性が認められる工事」	A評価 「同種性の高い工事」		失格	A評価 「同種性の高い工事」	S評価 「より同種性の高い工事」

7

3. 企業・技術者の能力等、地域精通度・貢献度

(2) 作業船評価で申請のあった作業船の履行期間について【改善】

作業船評価(工事に使用する作業船保有及び環境性能達成)で申請のあった作業船の現場施工時の履行期間について以下のとおり改善する。

【現行】

履行期間:規定なし

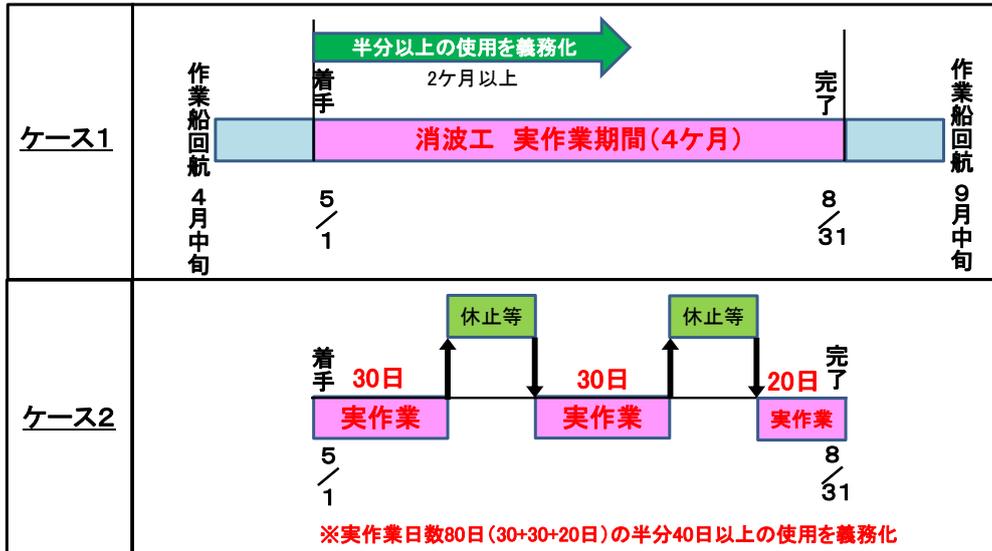


【改訂案】

履行期間:実作業日数の半分以上の使用を義務化する。

【参考】

防波堤築造工事の例
対象工種:消波工
対象作業船:起重機船等



8

3. 企業・技術者の能力等、地域精通度・貢献度

(3) その他

1) 登録基幹技能者等の活用【新規】

登録基幹技能者の配置により、国の直轄工事における品質、出来形、安全対策の面で配置効果が現れていること、また、『品質発注関係事務の運用に関する指針』において、必要に応じて技能労働者の技能(登録基幹技術者等の資格の保有など)等を評価項目に設定と明記されたことから、工事の内容に応じて、登録基幹技能者(登録海上起重基幹技能者)等を評価項目として選択できるように追加する。

【評価方法】

現行の配置予定技術者の評価項目における「継続教育(CPD)の取り組み状況、専門性の高い資格活用」の配点1.0点を、「登録海上起重基幹技能者」の資格を保有している場合に振り替えて付与し、配点0.5点を「海上起重作業管理技士」の資格を保有している場合に付与する。

【評価基準】

評価項目	配点
継続教育(CPD)の取り組み状況、海上工事施工管理技術者の活用又は登録海上起重基幹技能者から選択	1.0

※チャレンジ型(S型、I型)は2.0点

評価内容	配点	評価基準
船団長を必要とする工事における配置予定現場技術者の資格取得状況	1.0	船団長に「登録海上起重基幹技能者」の有資格者を配置する。
	0.5	船団長に「海上起重作業管理技士」の有資格者を配置する。
	0.0	上記以外の場合

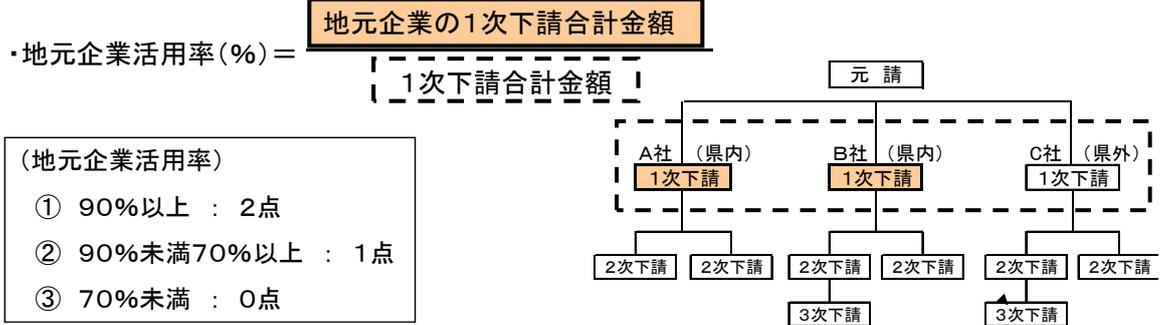
9

3. 企業・技術者の能力等、地域精通度・貢献度

2) 地元企業活用審査型の評価基準について【新規】

工事の専門分野化が進み、工事の品質確保に当たっては、下請企業の果たす役割が拡大していること。また、地域の自然条件や現場条件に精通している地元の企業が、下請として施工することが工事の品質確保に寄与すると考えられることから、**地域企業活用審査型の試行として、『地元企業活用率』を評価項目として新たに設定(選択項目)する。**

【評価項目と評価方法】



※配点の2点は、

- ・企業の能力等 優良工事表彰 : 2点 → 1点
 - ・技術者の能力等 同種工事实績 : 4点 → 3点
- から振り替えて付与する。

10

4. その他

(1) 女性技術者の登用を促す試行について【新規】

女性技術者の配置を入札参加要件とする工事を実施し、建設現場における女性の登用を促進する。

【技術者の条件】

1. 入札参加要件として、女性技術者(主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか)を配置すること。
2. 女性技術者が現場代理人又は担当技術者の場合は、工期の半分以上の配置を義務化する。

※対象工事は、発注者が工事内容に応じて設定。

11

【適用時期】

本資料に関する見直しは、**平成27年4月1日以降に公告**する案件より適用します。

○本資料は、北陸地方整備局港湾空港部ホームページ
(<http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/>) 入札・契約情報に掲載しております。

○個別案件毎の詳細は、入札説明書をご確認ください。